居宅介護支援重要事項説明書

1　当事業者が提供するサービスについての相談窓口

電話番号　019-697-6564　　FAX　019-697-8967

担　　当　川　村　祥　子

2　社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所の概要

(1)居宅介護支援事業者の指定番号

事　業　所　名	矢巾町社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
所　在　地	紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
介護保険事業所番号	居宅介護支援 0372200048 号
サービスを提供する地域	矢巾町内

(2)事業所の職員体制

	資　　格	常勤	非常勤	業　務　内　容	計
管理者	主任介護支援専門員	1 名（兼務）		管理業務 居宅介護支援業務	1 名
介護支援専門員	介護支援専門員	1 名		居宅介護支援業務	1 名

(3)営業日と営業時間

平日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(4)休業日

土・日・祝日	休業
年末年始	12 月 29 日から 1 月 3 日まで

土、日、祝日等の緊急連絡電話　担当者携帯電話

3　居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

1 居宅サービス計画作成依頼届出書を介護保険担当係に提出する。
2 居宅介護支援契約書を取り交わす。
3 利用者・家族との面接、相談を行う。
4 居宅サービス計画書原案の作成をする。
5 居宅サービス計画の内容について利用者・家族の同意を得る。
6 サービス事業者との契約が行われる。
7 サービスが開始される。

4　利用料金

(1)利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

※　保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて介護保険法に定める料金を頂き、当事業所から居宅介護支援提供証明書を発行いたします。

この居宅介護支援提供証明書を後日、矢巾町の介護保険担当窓口に提出すると、全額払い戻しを受けることができます。

(2)交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。

事業所の所在地から居宅サービス提供の場所までの距離が片道20キロメートルまでは100円、20キロメートルを超える場合はその超えた距離10キロメートル単位に50円を加算した交通費を利用者に負担していただきます。

(3)解約料

利用者はいつでも契約を解約することができますが、利用者の都合により契約を解約した場合、下記料金を頂きます。

契約締結後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	介護保険法に定める料金の1割
保険者(国保連)へ給付管理票を提出後に解約した場合	解約料はかかりません

5　当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1)運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営まれるように配慮しながら、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的・効率的に提供されるよう配慮します。

また、居宅サービス等が特定のサービス事業者に偏らないよう、公平中立な立場で、計画に基づくサービスが確保されるよう、サービス事業者と連絡調整を行います。

(2)居宅介護支援の実施概要等

1　要介護認定にかかる訪問調査
2　課題の分析（居宅サービス計画ガイドライン方式）
3　居宅サービス計画書の作成及び修正
4　サービス提供事業者との連絡・調整
5　サービス担当者会議の開催
6　介護サービスの相談・調整・情報提供
7　要介護認定の申請等にかかる援助

(3)サービス利用について

事　　項	備　　考
介護支援専門員の変更	変更を希望される方はお申し出ください
調査(課題把握)の方法	居宅サービス計画ガイドライン方式
介護支援専門員の研修	年１回以上実施

6　事故発生時の対応

矢巾町社会福祉協議会福祉サービス事業事故対応マニュアルに基づき、サービス提供時における利用者の緊急時の対応に努めます。

7　秘密保持

矢巾町社会福祉協議会個人情報保護規程に沿って、個人情報の重要性を認識し、情報の収集、管理、利用、廃棄の全工程において、信頼関係を損なわないよう厳重に注意を払い、サービスを提供します。

8　サービス内容に関する苦情

(1)当事業所相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談・苦情を承ります。

苦情受付担当者　　介護支援専門員　川村祥子　　藤原祥子

電話番号　019-697-6564　　FAX　019-697-8967

(2)その他

当事業所以外に、相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

岩手県国民健康保険団体連合会　保健介護課　　電話番号　019-623-4325

矢　巾　町　　健康長寿課　　電話番号　019-611-2830（直通）

9　ハラスメント防止

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

10　虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するための担当者を配置し、対策を検討する委員会及び研修を定期的に開催するとともに、その内容について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

11　身体拘束の禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

12　感染症の予防及びまん延の防止

感染症の予防及びまん延の防止のための担当者を配置し、対策を検討する委員会および研修を定期的に開催するとともに、その内容について介護支援専門員に周知徹底を図ります。

13　業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、サービスの継続的な提供及び早期の業務再開を図るため業務継続計画を策定します。必要な研修及び訓練を定期的に実施し、必要に応じて計画の変更を行います。

14　当社会福祉協議会の概要

名　　称	社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長　藤　原　義　一
所　在　地	岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第 13 地割 123 番地
電　話　等	TEL　019-611-2840　　FAX　019-697-8967
事　業　内　容	福祉サービスの提供 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動 各種福祉関係団体の事務と支援 ボランティアセンターの運営 徳田・煙山・不動児童館・煙山キッズクラブの運営 居宅介護支援事業